

つむぐ

No.145
[2017.6]



一宮市立朝日東小学校
猪鹿倉 凜さん



稲沢市立稲沢東小学校
大野 光希さん



一宮市立中島小学校
勝谷 慎之介さん



稲沢市立六輪小学校
加藤 妃良さん



稲沢市立稲沢西小学校
浅見 理帆さん



稲沢市立大里東小学校
宇佐見 玲奈さん



稲沢市立高御堂小学校
大津 ころろさん



稲沢市立千代田小学校
杉原 翔太さん



稲沢市立大里西小学校
木村 陽香さん



稲沢市千代田小学校
榎田 羽納さん



稲沢市立大里東小学校
西村 允宏さん



稲沢市立千代田小学校
服部 心音さん



稲沢市立稲沢東小学校
関根 由紗さん



稲沢市立大里西小学校
丹羽 未珠紀さん



稲沢市立片原一色小学校
服部 咲葵さん



一宮市立中島小学校
平林 杏優さん



稲沢市立大里西小学校
原 樹里奈さん



稲沢市立大里西小学校
横山 結さん



一宮市立法立小学校
吉田 莉彩さん



稲沢市立稲沢西小学校
渡辺 愛実さん

絵
第5回 税に関する
はがきコンクール



稲沢市立山崎小学校
高須 柊梨さん



稲沢市立大里東小学校
岡田 侘奈さん



一宮市立大和西小学校
若井 梓紗さん



稲沢市立六輪小学校
杉本 百花さん



稲沢市立稲沢東小学校
竹内 温大さん



稲沢市立祖父江小学校
関 あかりさん



稲沢市立山崎小学校
安岡 大成さん

第42回 通常総会開催

地域社会貢献事業

「第5回 税に関する絵はがきコンクール」

「租税教室講師派遣」

署長講演会 平成29年 税制セミナー



稲沢市立稲沢西小学校
渡辺 ころろさん

一宮法人会ウェブサイト

一宮法人会

検索

一宮法人会報

法人会
消費税期限内納付
推進運動

第42回通常総会・記念講演会開催

平成29年5月23日(火) 参加者/約300名 会場/尾張一宮駅前ビル(i-ビル) シビックホール



公益社団法人一宮法人会第42回通常総会と記念講演会が5月23日(火)、尾張一宮駅前ビル(i-ビル)のシビックホールにおいて、会員、一般合わせて約300名が参加して盛大に開催された。

当日は、来賓として一宮税務署長鈴木隆之様をはじめ多数の来賓の方々にご臨席をいただいた。通常総会では中島副会長の開会のことばと森会長のあいさつに続き、総会議事に入り、議事録署名理事の選任があり、平成28年度収支決算、同監査報告があり、次に役員選任に関する議案が上程され、何れの議案も可決承認された。また、議事に続いて、報告事項として平成28年度事業報告と平成29年度事業計画並びに収支予算の説明がなされた。

顕彰では、定例研修会出席優良法人127社の表彰と新規増強会員数目標達成支部に対して表彰と報奨金が贈呈がされた。また退任役員功労者に対し、森会長と(一社)愛知県法人会連合並びに一宮税務署長から、感謝状が贈呈された。議事終了後、来賓を代表して鈴木一宮税務署長の祝辞があり最後に長尾副会長による閉会のことばで総会は終了。

その後、薬剤師/リンパケアトレーナーの木村友泉氏による総会記念講演会が「体を正しく知り、綺麗に生きる。」と題し、一般の来場者も多数参加して開催され、盛会裡の内に幕を閉じた。

CONTENTS つむぐ一宮法人会報 第145号

会長あいさつ	1	第12回 法人会全国女性フォーラム 鹿児島大会	20
役員名簿	2	第5回 税に関する絵はがきコンクール	21
決算報告	4	税経部会 第63回 通常総会	22
顕彰・感謝状贈呈	6	青年部会 第38回 通常総会	22
平成28年度 定例研修会出席優良法人名簿	8	租税教室 講師派遣事業	23
税務広報	10	企業訪問「葛利毛織工業株式会社」	24
平成29年 税制セミナー	16	はじめまして新会員の紹介	26
支部のうごき	18	編集後記	26
全国選抜チンドン祭	18		
一宮税務署長講演会	19		
女性部会 第30回 通常総会	20		

会長あいさつ



公益社団法人一宮法人会 会長
森 克彦

本日は、公益社団法人一宮法人会の第42回通常総会を開催するに当たり、一宮税務署鈴木署長様をはじめ、ご来賓の皆様には時節柄何かとご多忙のところご臨席賜り、誠にありがとうございます。心よりお礼申し上げます。

当一宮法人会は、法人会の理念に則り、税のオピニオンリーダーとして活動してまいりました。さらに、四年前に公益社団法人へ移行してからは、社会貢献事業にも重点を置いた活動を進め、会員の皆様のご理解を得られてまいりました。

会員以外の方々を対象とした事業も増え、多くの皆様にご参加いただくことができました。これもひとえにご来賓の皆様方始め、関係機関の温かいご理解とご支援、役員並びに会員各位のご努力の賜物であり、ここに改めて厚くお礼申し上げます。

平成29年度におきましては、引き続き社会貢献活動を実施することはもちろん、会員相互の親睦事業につきましても、会員数の減少などによる、厳しい財政事情ではありますが、会員の皆様に喜んでいただける事業を企画しましたので、多くの皆様のご参加をお待ちしております。

さて、昨今の経済環境は、アメリカをはじめ、イギリス、フランス、韓国など各国のトップ交代の影響で、今後の経済がどう動くのかに注目が集まっております。とくにアメリカにおきましては、日本に対する市場開放への圧力が高まってくるとの予測も多く、中小企業にとっては更に厳しい状況が続くものと思われまます。

また、税務の面では、平成31年10月の消費税率アップと軽減税率の導入が迫っており、定例研修会の中でも十分な研修を行っていく予定です。

そのほか、本年度も法人会の事業計画に沿って会活動、諸行事を積極的に行ってまいります。会員の皆様方におかれましても、引き続き一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

本日の総会では、平成28年度の収支決算報告並びに任期満了に伴う役員選任のご審議をお願いするとともに、平成28年度の事業報告ならびに平成29年度の事業計画、収支予算につきましてご報告させていただきます。

審議事項につきましては、皆様の慎重なご審議をお願いいたします。おわりに、公益社団法人一宮法人会の今後一層の充実と発展に向けて、皆様のご支援、ご協力を賜りますとともに、ご臨席の皆様方のますますのご健勝と、企業のご繁栄を心から祈念いたしまして、私のあいさつとさせていただきます。



平成29年度～平成30年度 役員名簿

○印新任役員

(順不同・敬称略)

	支部名	氏名	法人名	備考
	会長	森 克彦	モリリン(株)	非常勤
副会長		豊島 半七	豊島(株)	非常勤
		伊藤 正樹	中外国島(株)	非常勤
	向山支部長	榑原 讓	榑原建設(株)	非常勤
		則竹 伸也	共和食品工業(株)	非常勤
	祖父江支部長	吉川 登喜治	美吉建設(株)	非常勤
		滝 幹夫	(株)滝善	非常勤
常任理事	事業委員長	金森 和広	(株)カナックス	非常勤
	税務経理研究部会長	三島 啓一	サンファインウール(株)	非常勤
	女性部会 副部会長	五藤 達代	大蔵通商(株)	非常勤
		児島 秀光	(株)秀興組	非常勤
	広報委員長	加藤 豪	(有)市殖産	非常勤
	専務理事	林 一彦	(公社)一宮法人会	常勤
理事	大志支部長	木 全義信	(株)カーサ伊太利屋	非常勤
	本町支部長	木 村 実	(株)木村硝子店	非常勤
	栄支部長	○大 鹿 晃裕	大 鹿 (株)	非常勤
	神山支部長	永 田 忠義	永 田 (株)	非常勤
	宮西支部長	○森 俊一郎	モリ印刷(株)	非常勤
	貴船支部長	○森 幹昇	(資)ヒロミ写真機店	非常勤
	富士支部長	大 崎 政雄	大 崎 機 工 (株)	非常勤
	大江支部長	金 子 正三	(株)一宮看板店	非常勤
	丹陽支部長	植 田 常幸	永興物産(株)	非常勤
	奥支部長	○時 田 典幸	時 田 毛 織 (株)	非常勤
	萩原支部長	花 木 達美	花 正 建 設 (株)	非常勤
	今伊勢支部長	佐 藤 純史	金 銀 花 酒 造 (株)	非常勤
	大和支部長	神 戸 孝行	神 戸 産 業 (株)	非常勤

	支部名	氏名	法人名	備考
理事	葉栗支部長	左 合 輝 行	丸 左 撚 糸 (株)	非常勤
	浅井支部長	伊 藤 裕 彦	(有)ラムダ	非常勤
	西成支部長	長谷川 正己	(株)東海パン	非常勤
	千秋支部長	○平 松 誠治	丸 松 織 布 (株)	非常勤
	起支部長	永 田 秀 郎	起 織 物 (株)	非常勤
	大徳支部長	近 藤 米 一	(名)近藤商店	非常勤
	三条支部長	吉 田 達 弘	(株)吉田組	非常勤
	開明支部長	○野 田 邦 彦	(株)ノダックスコーポレーション	非常勤
	小信中島支部長	○山 田 一 仁	(株)山田家具	非常勤
	朝日支部長	坂 井 俊 夫	(株)坂井工業所	非常勤
	稲沢支部長	○森 清 次	岩 本 製 菓 (株)	非常勤
	木曾川支部長	矢 野 尚 彦	(株)中工	非常勤
	北方支部長	高 橋 裕 之	曾 根 建 設 (株)	非常勤
	平和支部長	石 井 善 博	(株)ミヤケライフエージェンシー	非常勤
	総務委員長	小 島 洋 一	(株)愛和産業	非常勤
	税制委員長	光 松 裕 起	中 部 抵 抗 器 (株)	非常勤
	組織委員長	青 木 俊 憲	(株)シーエーシ	非常勤
	厚生委員長	○佐々木 久直	ササキセルム(株)	非常勤
	青年部会長	○佐々木 憲一	東 和 工 業 (株)	非常勤
	青年部会 相談役	金 森 貴 史	春 日 ゴ ム 工 業 (株)	非常勤
	○杵 本 明	い ち い 信 用 金 庫	非常勤	
	○森 茂 樹	尾 西 信 用 金 庫	非常勤	
女性部会 副部会長	○森 久 江	(株)森熊	非常勤	
監事		水 谷 豊	(株)水谷	非常勤
		永 井 伸 治	(株)永井水道設備	非常勤
		○大塚 えい子	(有)指英商店	非常勤

平成28年度 正味財産増減計算書

自 平成28年4月1日
至 平成29年3月31日

(単位:円)

科目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	14,353	16,422	△2,069
基本財産受取利息	14,353	16,422	△2,069
特定資産運用益	677	1,475	△798
特定資産受取利息	677	1,475	△798
受取会費	15,825,000	15,326,000	499,000
正会員受取会費	15,631,000	15,132,000	499,000
特別会員受取会費	194,000	194,000	0
事業収益	5,990,792	6,752,801	△762,009
広報事業収益	270,000	306,000	△36,000
福利厚生事業収益	663,672	633,709	29,963
会員親睦事業収益	3,413,750	3,416,200	△2,450
簡易保険事業収益	1,643,370	2,371,292	△727,922
公益事業収益	0	25,600	△25,600
受取補助金等	23,150,625	21,921,208	1,229,417
受取県連補助金	2,277,525	2,249,708	27,817
受取全法連助成金	150,000	150,000	0
受取全法連助成金振替額	20,709,100	19,521,500	1,187,600
受取全法連補助金	14,000	0	14,000
受取負担金	2,279,000	2,154,000	125,000
受取負担金	72,000	0	72,000
青年部会受取負担金	776,000	684,000	92,000
女性部会受取負担金	306,000	330,000	△24,000
税経部会受取負担金	1,125,000	1,140,000	△15,000
雑収益	639,841	834,852	△195,011
受取利息	161	3,252	△3,091
雑収益	639,680	831,600	△191,920
経常収益計	47,900,288	47,006,758	893,530
(2) 経常費用			
事業費	38,265,101	39,659,987	△1,394,886
役員報酬	3,617,232	3,617,232	0
給料手当	6,308,728	6,180,123	128,605
退職給付費用	360,713	328,296	32,417
役員退職給付費用	120,575	120,575	0
福利厚生費	2,104,857	2,090,144	14,713
事務委託費	303,120	305,646	△2,526
会議費	5,778,801	6,085,450	△306,649
旅費交通費	4,370,614	4,568,238	△197,624
通信運搬費	2,302,069	2,247,559	54,510
繰延資産償却費	42,100	42,100	0
消耗什器備品費	26,372	6,637	19,735
消耗品費	1,055,555	783,628	271,927
印刷製本費	3,212,582	3,469,427	△256,845
光熱水料費	296,030	311,098	△15,068
賃借料	1,636,848	1,636,848	0
保険料	43,902	48,752	△4,850
諸謝金	1,157,562	1,657,510	△499,948
租税公課	45,292	1,263	44,029
支払負担金	1,800,080	1,870,940	△70,860
委託費	329,004	239,046	89,958
会場費	616,219	803,550	△187,331
広告宣伝費	332,640	459,000	△126,360
表彰費	466,500	566,000	△99,500
リース料	1,160,236	1,068,636	91,600
事務所管理費	65,474	115,885	△50,411

科目	当年度	前年度	増減
支払手数料	212,491	447,208	△234,717
新聞図書費	338,416	387,220	△48,804
雑費	161,089	201,976	△40,887
管理費	6,211,899	6,150,643	61,256
役員報酬	678,768	678,768	0
給料手当	1,183,822	1,159,690	24,132
退職給付費用	67,687	61,604	6,083
役員退職給付費用	22,625	22,625	0
福利厚生費	394,973	392,212	2,761
事務委託費	56,880	57,354	△474
会議費	738,384	593,169	145,215
旅費交通費	99,577	97,423	2,154
通信運搬費	599,295	679,135	△79,840
繰延資産償却費	7,900	7,900	0
消耗什器備品費	4,948	1,245	3,703
消耗品費	76,502	50,303	26,199
印刷製本費	938,589	1,129,349	△190,760
光熱水料費	55,549	58,376	△2,827
賃借料	307,152	307,152	0
保険料	1,248	1,248	0
租税公課	158	237	△79
諸会費	345,250	350,500	△5,250
支払負担金	234,600	144,400	90,200
支払寄付金	50,000	0	50,000
委託費	25,663	8,782	16,881
渉外慶弔費	42,947	33,164	9,783
リース料	217,716	200,527	17,189
事務所管理費	12,286	21,745	△9,459
支払手数料	26,636	68,020	△41,384
新聞図書費	15,988	15,872	116
雑費	6,756	9,843	△3,087
経常費用計	44,477,000	45,810,630	△1,333,630
評価損益等調整前当期経常増減額	3,423,288	1,196,128	2,227,160
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	3,423,288	1,196,128	2,227,160
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
過年度修正益	0	58,400	△58,400
経常外収益計	0	58,400	△58,400
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	58,400	△58,400
税引前当期一般正味財産増減額	3,423,288	1,254,528	2,168,760
法人税、住民税及び事業税	160,800	198,900	△38,100
当期一般正味財産増減額	3,262,488	1,055,628	2,206,860
一般正味財産期首残高	77,057,392	76,001,764	1,055,628
一般正味財産期末残高	80,319,880	77,057,392	3,262,488
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	20,709,100	19,521,500	1,187,600
受取全法連助成金	20,709,100	19,521,500	1,187,600
一般正味財産への振替額	△20,709,100	△19,521,500	△1,187,600
一般正味財産への振替額	△20,709,100	△19,521,500	△1,187,600
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 基金増減の部			
当期基金増減額	0	0	0
基金期首残高	0	0	0
基金期末残高	0	0	0
IV 正味財産期末残高	80,319,880	77,057,392	3,262,488

退任役員功労表彰



(株)シワ 中島 淑子 様



長大(株) 長尾 大八郎 様



開南紡績(株) 白井 輝晃 様



(資)伊串薬局 伊串 数子 様



中村インダストリ(株) 中村 美征 様

一宮税務署長による 感謝状贈呈と花束贈呈



(株)シワ 中島 淑子 様



長大(株) 長尾 大八郎 様



開南紡績(株) 白井 輝晃 様



定例研修会出席優良法人を代表して
表彰状を受け取る
中伝毛織株式会社 様



新規増強会員数目標達成支部に対して表彰状を
受け取る 前側より浅井支部、稲沢支部、平和支部
の代表者の皆様

総会の様子



開会のことば 中島副会長



監査報告 児島監事



閉会のことば 長尾副会長



鈴木一宮税務署長の祝辞



木村 友泉氏による
講演会



議案説明
林専務理事



司会の吉田女性部会 常任理事



平成28年度 定例研修会出席優良法人名簿

(順不同・敬称略)

支部名	法人名
大志 (2社)	モリリン株式会社
	モリリン攪糸工業株式会社
本町 (1社)	株式会社木村硝子店
栄 (3社)	長大株式会社
	サカエ興産株式会社
	株式会社ノームラレーディング
神山 (17社)	江崎織物株式会社
	エルモ株式会社
	大同生命保険株式会社一宮営業所
	中野建設株式会社
	有限会社大野ビル
	株式会社エサキホーム
	愛和産業株式会社
	尾州倉庫株式会社
	三和株式会社
	東海倉庫株式会社
	東海綜合開発株式会社
	株式会社東海流通サービス
	株式会社ジャパンパッキング東海
	東海物流株式会社
	永田株式会社
	株式会社イーエス興業
	株式会社大野建築作業所
宮西 (4社)	株式会社江崎製作所
	昭和土建株式会社
	ダイショーファッションテキスタイル株式会社
	ディーエス企画株式会社
貴船 (1社)	有限会社尾西設計
向山 (1社)	榊原建設株式会社
大江 (2社)	有限会社オールド
	有限会社宮企画

支部名	法人名
せんい (6社)	モリリン物流株式会社
	中島株式会社
	株式会社ライト
	株式会社テクノライト
	株式会社イチテック
	株式会社イチケン
丹陽 (12社)	川村電機株式会社
	シゲマツ有限会社
	大森石油株式会社
	株式会社五和電気工業
	SKA有限会社
	株式会社岐阜企業建設
	有限会社サンパック
	東海サッシュ硝子株式会社
	有限会社タック
	菱輝金型工業株式会社
	にむら自動車株式会社
	ユーアイプラント株式会社
奥 (1社)	横貴繊維工業株式会社
萩原 (4社)	アカヲ種苗株式会社
	岩田食品株式会社
	株式会社フジカワ商事
今伊勢 (6社)	株式会社ラカム
	株式会社ウィスボン
	合名会社藤原誠社
	有限会社炭彦商店
	株式会社ガステム
	株式会社ニッケ物流
大和 (10社)	中和羊毛工業株式会社
	有限会社きむらメゾン
	東洋繊維株式会社
	東洋リース株式会社
	株式会社サンメカニック

支部名	法人名
大和 (10社)	中外国島株式会社
	株式会社クインスタイル
	株式会社東京ベルダム
	三星毛糸株式会社
	三星ケミカル株式会社
	三星染整株式会社
浅井 (3社)	共和紙業株式会社
	株式会社岩田新聞舗
	菅原建設株式会社
西成 (5社)	有限会社指彦建具木工所
	ダイショーニット株式会社
	株式会社油伝商店
	株式会社ディーケイカンパニー
	金城ネクスト株式会社
起 (4社)	明起興業株式会社
	嘉野産業株式会社
	匠整理株式会社
	合資会社小塚商店
大徳 (1社)	匠染色株式会社
三条 (4社)	中伝毛織株式会社
	伝興産株式会社
	渡玉毛織株式会社
開明 (2社)	株式会社吉田組
	株式会社犬飼建築事務所
小信中島 (1社)	美才商事有限会社
	株式会社山田家具
朝日 (4社)	株式会社山田家具
	有限会社田中建材
	伸和ウール株式会社
	東海企業株式会社
稲沢 (21社)	株式会社志水製作所
	稲菱テクニカ株式会社
	東名通信工業株式会社
	株式会社永井水道設備
	有限会社山文

支部名	法人名
稲沢 (21社)	株式会社愛和産業
	株式会社アイサン
	ARC株式会社
	株式会社シンワ
	有限会社サンクス
	有限会社愛光地所企画
	丸徳輸送株式会社
	丸徳産業株式会社
	丸徳商事株式会社
	丸美急配株式会社
	株式会社山田造園土木
	日軽稲沢株式会社
	株式会社三愛設計
	有限会社三友興業
株式会社八大	
有限会社エーシーピー	
木曾川 (4社)	株式会社日立アイイーシステム
	株式会社中工
	和弘産業株式会社
北方 (1社)	小沢ガス産業株式会社
	有限会社愛知西部観光バス
祖父江 (7社)	尾州物流株式会社
	株式会社エヌエスアール
	サカエ理工工業株式会社
	アイデン株式会社
	有限会社メイヨー
	丸金土建株式会社
美吉建設株式会社	
社会福祉法人祖父江愛照会	
計 127社	

平成31年10月1日～消費税の軽減税率制度が実施されます 平成28年4月 国税庁 (平成28年11月改訂)

軽減税率制度の実施時期	平成31年10月1日（消費税率の引上げと同時に）
消費税率等	標準税率は10%（消費税率7.8%、地方消費税率 ^(注) 2.2%） 軽減税率は8%（消費税率6.24%、地方消費税率 ^(注) 1.76%） （注）地方消費税の税率は、消費税額の78分の22
軽減税率の対象品目	① 酒類・外食を除く飲食料品 ② 週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）
帳簿及び請求書等の記載と保存	・ 対象品目の売上げ・仕入れがある事業者の方は、これまでの記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等の発行や記帳などの経理（区分経理）を行っていただくこととなります。 ・ 仕入税額控除の要件は、現行、「帳簿及び請求書等 ^(注1) の保存」ですが、軽減税率制度実施後は、こうした区分経理に対応した帳簿及び請求書等 ^(注2) の保存が要件となります（区分記載請求書等保存方式）。 （注）1 「請求書等」には一定の領収書や納品書、レシート等も含まれます。 2 「区分記載請求書等」といいます。なお、平成35年10月からは「区分記載請求書等」に代わり、「適格請求書等」の保存が要件となります（適格請求書等保存方式）。
税額の計算	・ 売上げ及び仕入れを税率ごとに区分して税額計算を行う必要があります。 ・ 区分経理が困難な中小事業者の方には、経過措置として売上げに係る税額（売上税額）又は仕入れに係る税額（仕入税額）の計算の特例があります。

＜消費税率の引上げ時期が平成29年4月1日から平成31年10月1日に変更されたことに伴う改正点＞

内容	改正前	改正後（平成28年11月改正）
軽減税率制度の実施時期	平成29年4月1日	平成31年10月1日
区分記載請求書等保存方式の適用期間	平成29年4月1日～平成33年3月31日	平成31年10月1日～平成35年9月30日
適格請求書等保存方式の導入時期	平成33年4月1日	平成35年10月1日
税額計算の特例の対象者	中小事業者以外の事業者も対象	中小事業者のみが対象 ※ 適用対象となる期間が変更

～飲食料品の取扱い（売上げ）がない場合や免税事業者の場合も軽減税率制度への対応が必要です～

課税事業者の方

- ・ 軽減税率対象品目の売上げ・仕入れの両方あり
例）飲食料品を取り扱う小売・卸売業（スーパーマーケット、青果店等）、飲食業（レストラン等）
- ・ 軽減税率対象品目の仕入れのみあり
例）会議費や交際費として飲食料品を購入する場合等

- ① 発行する請求書等は区分記載請求書等へ
- ② 取引先から、区分記載請求書等を受領し、日々の取引を税率ごとに記帳（区分経理）
- ③ 申告時の税額計算
※仕入れのみの場合は②と③

- 1 軽減税率の対象となる品目
- 2 帳簿及び請求書等の記載と保存
- 3 税額計算の特例
をご覧ください。

免税事業者の方

軽減税率対象品目の売上げあり

課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

- 1 軽減税率の対象となる品目
- 2 帳簿及び請求書等の記載と保存
をご覧ください。

1 軽減税率の対象となる品目

課税事業者・免税事業者の方

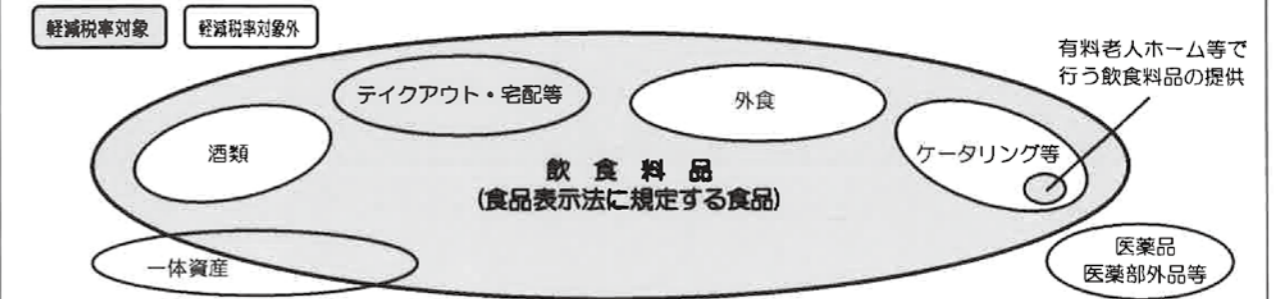
飲食料品 飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除く。）をいい、一定の一体資産を含みます。なお、外食やケータリング等は軽減税率の対象には含まれません。

詳細は次ページ

新聞 軽減税率の対象となる新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもの（定期購読契約に基づくもの）。

1 軽減税率の対象となる品目（つづき）

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲（イメージ）》



主な用語の意義・留意点

飲食料品	飲食料品とは、「一般に人の飲用又は食用に供するもの」をいいます。例えば、工業用の塩は、軽減税率の対象となる飲食料品に含まれません。
外食	飲食店営業等の事業を営む者が飲食に用いられる設備がある場所において行う食事の提供
ケータリング等	相手方の注文に応じて指定された場所で調理・給仕等を行うもの
テイクアウト・宅配等	飲食店営業等の事業を営む者が行うものであっても、いわゆるテイクアウト・宅配等は軽減税率の対象
一体資産	おもちゃ付きのお菓子など、食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産で、その一体となっている資産に係る価格のみが提示されているもの 税抜価額が1万円以下であって、食品の価額の占める割合が2/3以上の場合に限り、全体が軽減税率の対象（それ以外の場合は、標準税率の対象）

2 帳簿及び請求書等の記載と保存（区分記載請求書等保存方式）（平成31年10月～平成35年9月）

課税事業者の方は、仕入税額控除のため、帳簿と区分記載請求書等の保存が必要となります（区分記載請求書等保存方式）。
免税事業者の方も課税事業者の方と取引する場合、区分記載請求書等の発行を求められる場合があります。

課税事業者・免税事業者の方

レジの導入・改修などのための中小事業者の方への支援措置（補助金）については、13ページを参照

期間	帳簿への記載事項	請求書等への記載事項
平成31年9月30日まで【現行制度】	課税仕入れの相手方の氏名又は名称・取引年月日・取引の内容・対価の額	請求書発行者の氏名又は名称・取引年月日・取引の内容・対価の額・請求書受領者の氏名又は名称
平成31年10月1日から平成35年9月30日まで【区分記載請求書等保存方式】	（上記に加え） 軽減税率の対象品目である旨	（上記に加え） ① 軽減税率の対象品目である旨 ② 税率ごとに合計した対価の額（税込み） ※ ①及び②については、請求書等の交付を受けた事業者による追記も可能

（注）1 請求書等には、記載事項を満たす領収書や納品書、小売業者が交付するレシートなど取引の事実を証する書類も含まれます。
2 取引額が3万円未満の場合や、自動販売機から購入するなど請求書等の交付を受けることが困難な場合は、現行どおり、帳簿への記載により仕入税額控除が認められます。

《区分記載請求書等の記載例》

〇〇御中

請求書
平成31年11月分 87,200円（税込）

11/1 牛肉	5,400円
11/3 小麦粉	2,160円
...	...
11/27 しょうゆ	3,240円
11/30 ビール	6,600円
合計	87,200円

（10%対象 44,000円）
（8%対象 43,200円）

△△様
「※」は軽減税率対象品目であることを示します。

現行の請求書等の記載事項に加え、次の①及び②を記載することとされました。

- ① 軽減税率の対象品目である旨の記載（例えば、税率（8%）の記載や、「※」「★」等の記号と凡例の記載）
- ② 税率ごとに合計した対価の額（税込み）の記載

（参考）
取引先から上記①及び②の記載がない請求書等を受け取った場合、受け取った事業者は、事実に基づいて①及び②の記載事項を自ら追記することができます。

3 税額計算の特例

課税事業者の方

税額計算は、原則として、売上げ又は仕入れを税率ごとに区分して行うこととなりますが、売上げ又は仕入れを税率ごとに区分することが困難な中小事業者（基準期間（法人：前々事業年度、個人：前々年）における課税売上高が5,000万円以下の事業者）に対し、売上税額又は仕入税額の計算の特例があります。

- ※ 平成28年11月の税制改正により、
- ① 適用対象となる期間が変更されました。
 - ② 中小事業者以外の事業者に対する税額計算の特例は措置されないこととされました。

売上税額の計算特例 売上げを税率ごとに区分することが困難な中小事業者は、次の方法により軽減税率の対象売上げ及び売上税額を計算することができます。

区分	① 仕入れを税率ごとに管理できる卸売業・小売業を営む中小事業者	② ①以外の中小事業者	③ ①・②の計算が困難な中小事業者（注）
内容	卸売業・小売業に係る売上げに小売等軽減仕入割合を乗じた金額を軽減税率対象品目の売上げとし、売上税額を計算 小売等軽減仕入割合 $\frac{\text{卸売業・小売業に係る軽減税率対象品目の仕入額（税込み）}}{\text{卸売業・小売業に係る仕入総額（税込み）}}$	売上げに軽減売上割合を乗じた金額を軽減税率対象品目の売上げとし、売上税額を計算 軽減売上割合 $\frac{\text{通常の連続する10営業日の軽減税率対象品目の売上額（税込み）}}{\text{通常の連続する10営業日の売上総額（税込み）}}$	①・②の計算において使用する割合に代えて50%を使用して、売上税額を計算 <small>（注）主に軽減税率対象品目を販売する中小事業者が対象</small>
適用対象	以下の期間において行った課税資産の譲渡等 平成31年10月1日から平成35年9月30日までの期間 ※ ①については、簡易課税制度の適用を受けない期間に限る。		

仕入税額の計算特例 仕入れを税率ごとに区分することが困難な中小事業者は、次の方法により軽減税率の対象仕入れ及び仕入税額を計算することができます。

区分	① 売上げを税率ごとに管理できる卸売業・小売業を営む中小事業者	② ①以外の中小事業者
内容	卸売業・小売業に係る仕入れに小売等軽減売上割合を乗じた金額を軽減税率対象品目の仕入れとし、仕入税額を計算 小売等軽減売上割合 $\frac{\text{卸売業・小売業に係る軽減税率対象品目の売上額（税込み）}}{\text{卸売業・小売業に係る売上総額（税込み）}}$	簡易課税制度を適用しようとする課税期間中に消費税簡易課税制度選択届出書を提出し、同制度を適用し、仕入税額の計算が可能 <small>（参考）原則は、簡易課税制度を適用しようとする課税期間の開始前に消費税簡易課税制度選択届出書の提出が必要</small>
適用対象	以下の期間において行った課税仕入れ 平成31年10月1日から平成32年9月30日の属する課税期間の末日までの期間 ※ 簡易課税制度の適用を受けない期間に限る。	以下の課税期間に適用可能 平成31年10月1日から、平成32年9月30日までの日の属する課税期間 ※ 消費税簡易課税制度選択届出書は平成31年7月1日から提出可能

4 適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）（平成35年10月1日～）

課税事業者・免税事業者の方

平成35年10月1日以降は、区分記載請求書等の保存に代えて、「適格請求書等」の保存が仕入税額控除の要件となります（適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度））。

- 適格請求書等を発行できる事業者は、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者（適格請求書発行事業者）
（注）申請受付は、平成33年10月1日からとなります。
- 適格請求書等には、区分記載請求書等の記載事項に加え、「登録番号」、「税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分した合計額及び適用税率」、「消費税額等」の記載が必要
- 適格請求書発行事業者には、取引の相手方である課税事業者から求められた場合、適格請求書の交付及び写しの保存を義務付け

※ 平成28年11月の税制改正により、適格請求書等保存方式の導入時期は、「平成33年4月1日」から「平成35年10月1日」に変更されました。

免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置 事業者が国内において適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れについては、区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等及び帳簿を保存している場合に、以下のとおり仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できます。

期間	割合
平成35年10月1日から平成38年9月30日まで	仕入税額相当額の80%
平成38年10月1日から平成41年9月30日まで	仕入税額相当額の50%

《軽減税率制度に関するお問い合わせ先》

- お分かりにならないことや、更に詳しくお知りになりたいことがありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押すと、電話相談センターにつながります。税務署の連絡先は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）でご案内しています。
- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、あらかじめ電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- 軽減税率制度についての詳しい情報については、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

《軽減税率制度へ対応するための中小事業者への支援措置について》

- 軽減税率制度への対応が必要な事業者の準備が円滑に進むよう次の支援が行われます。
1. 中小の小売事業者等に対するレジの導入・電子的な受発注システムの改修等の支援 （注）
※ 詳細は以下の、「軽減税率対策補助金事務局」にお問い合わせください。 URL <http://kzt-hojo.jp>
専用ダイヤル 0570-081-222 **【受付時間】** 9:00~17:00（土日祝除く）
 2. 中小企業団体等の小売事業者への周知や対応サポート体制の整備
※ 最寄りの商工会議所・商工会・中小企業団体中央会・商店街振興組合連合会にお問い合わせください。
- （注）軽減税率制度に対応するために行うPOSレジや受発注システム等の改修に要する費用は、一般的にソフトウェアの効用を維持するために行われる支出に該当すると考えられ、修繕費として処理できます。

《消費税価格転嫁等総合相談センターにおける相談対応》

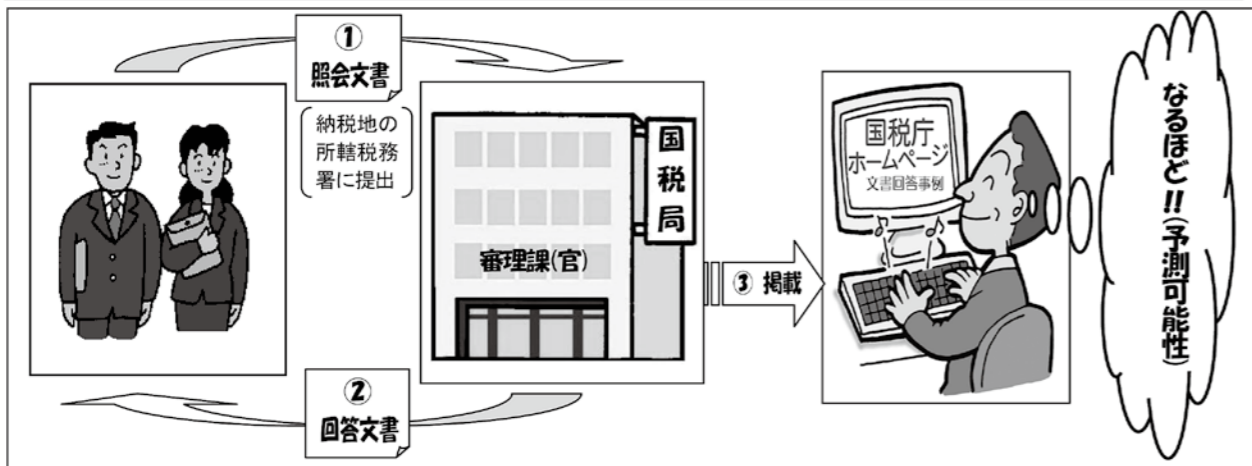
- 転嫁・価格表示・乗値上げ等に関する政府共通の相談窓口として、「消費税価格転嫁等総合相談センター」が設置されています。
- センターでは、①転嫁に関する問い合わせ、②広告・宣伝に関する問い合わせ、③消費税総額表示に関する問い合わせ、④乗値上げに関する問い合わせのほか、軽減税率制度の概要に関する問い合わせを受け付けています。
- ご相談は、専用ダイヤル又はホームページ上の専用フォームをご利用ください。
- 専用ダイヤル** 0570-200-123 **【受付時間】** 9:00~17:00（土日祝除く）
- メール** ホームページ上の専用フォームをご利用ください。
URL <http://www.tenkasoudan.go.jp>（24時間受付）

ご存じですか？ 文書回答手続

平成 28 年 7 月

【文書回答手続】

- 国税局においては、納税者の方からの個別の取引等に係る税務上の取扱いについての照会に対して、文書により回答するサービスを実施しています。
また、その照会及び回答の内容は、同様の取引等を行う他の納税者の予測可能性を高めるために、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】にて公表しています。
- 同業者団体等からの照会（その構成員が行う取引等に係る税務上の取扱いについての照会に限ります。）についても、上記と同様に、文書による回答を行うとともに、その照会及び回答の内容を国税庁ホームページにて公表しています。



- 過去の文書回答事例は国税庁ホームページでご覧になることができます。

文書回答事例へのアクセス

次ページに文書回答手続についてのQ & Aを掲載していますので、ぜひご覧ください。

文書回答手続についてのQ & A

問1 文書回答の対象となるものは、どのような照会ですか。

答 国税に係る申告期限前（源泉徴収等の場合は納期限前）の照会が対象となります。また、実際に行われた取引等のほか、将来行う予定の取引等に関する照会で個別具体的な資料の提出が可能なものは対象となります。

ただし、次のものは対象とはなりません。

- ① 仮定の事実関係や複数の選択肢がある事実関係に基づくもの
- ② 調査等の手続、徴収等の手続、酒類行政に係るもの
- ③ 個々の財産の評価や取引等価額の算定・妥当性の判断に関するもの
- ④ 取引等の主要な目的が国税の軽減等であるものや通常の経済取引等としては不合理であると認められるもの
- ⑤ 実地確認や関係者への照会等による事実関係の認定を要するもの など

問2 受付の窓口はどこになるのですか。

答 事前照会をされる方の納税地を所轄する税務署の担当部門（個人課税(担当)部門、資産課税(担当)部門、法人課税(担当)部門）が受付窓口になります。

ただし、次のものについては受付窓口が異なりますのでご注意ください。

- イ 国税局調査部(課)所管法人による法人税・消費税に関する事前照会
..... 法人を所管する国税局の調査審理課(又は調査管理課、調査課)
- ロ 酒税に関する事前照会
..... 製造場等の所在地の所轄税務署(国税局所管の場合は所轄国税局の酒税課)
- ハ 間接諸税(印紙税を除く。)に関する事前照会
..... 製造場等の所在地の所轄国税局の消費税課

問3 照会及び回答の内容とあわせて、照会者名も公表されるのですか。

答 照会者から公表の申出がない限り、照会者名が公表されることはありません。

(注) 同業者団体等からの照会については、照会者名も公表されます。

問4 照会の途中で国税の申告期限等が経過した場合でも回答してもらえますか。

答 事前照会の対象となった取引等に係る国税の申告期限等が経過した場合には、回答(口頭での回答を含みます。)は行われません。

(注) 審査に要する期間や審査に必要な追加資料の用意に要する時間などを考慮してご照会ください。

問5 照会の途中で処理の時期の見通し等を教えてもらえるのですか。

答 受付窓口で受け付けた日からおおむね1か月（審査に必要な追加資料の提出や、照会文書の補正に要した期間を除きます。）以内に、それまでの検討状況から見た文書回答の可能性、処理の時期の見通し等について、口頭で説明します。

問6 その他文書回答手続の利用に当たって特に注意しておくべきことはありますか。

答 ○ 文書回答手続は納税者サービスとして行っているものであるため、回答内容は照会者の申告内容等を拘束するものではありません。したがって、回答がないことを理由に国税の申告期限等が延長されることはありません。また、回答内容に不服がある場合や国税の申告期限等までに回答がないことなどに不服がある場合であっても、不服申立ての対象とはなりませんのでご注意ください。

○ 最終的に文書回答ができるかどうかは、国税局等の審査の結果によります。したがって、場合によっては、税務署等での受付後に文書回答の対象にならないというご連絡をさせていただくことがありますのでご了承ください。

国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】では、上記のほかに詳細な照会手続や照会様式等を掲載していますので、ご利用ください。

平成29年 税制セミナー

日時：平成29年2月14日(火) 場所：ハイアットリージェンシー東京

講演：①第一講座 演 題：平成29年度税制改正について

講 師：財務省主税局審議官 矢野康治氏

②第二講座 演 題：今後の税制改正と財政再建の行方について

講 師：慶應義塾大学経済学部教授 土居丈朗氏

去る平成29年2月14日、全国法人会総連合主催による平成29年税制セミナーが東京で開催され、全国から500名程の会員が出席し、一宮法人会からは税制委員会の増田副委員長、山田委員（青年部会相談役）、光松の三名が出席した。

第一講座では、講師の財務省主税局審議官 矢野康治氏から平成28年12月22日に閣議決定された平成29年度税制改正大綱に基づき「平成29年度税制改正(案)について」の講演が行われた。



平成29年度税制改正(案)においては、我が国経済の成長力の底上げのため、就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点から配偶者控除・配偶者特別控除の見直しを行うとともに、経済の好循環を促す観点から研究開発税制及び所得拡大促進税制の見直しや中小企業向け設備投資促進税制の拡充等を行う。あわせて、酒類間の税負担の公平性を回復する等の観点から酒税改革を行うとともに、我が国企業の海外における事業展開を阻害することなく、国際的な租税回避により効果的に対応するため外国子会社合算税制を見直す。このほか、災害への税制上の対応に係る各種の規定の整備等を行うとの説明がなされたが、その中で、この度の法人税改革の背景と今後の税制のあり方についてご報告致します。

1. 法人税改革の背景について

安倍政権の3年目、4年目(平成27年度、平成28年度)の直近2年間は、法人実効税率を20%台に持つていくために外形標準課税等の課税ベースを広げ、租税特別措置法も整理して法人実効税率を2年掛かりで引き下げた。

黒字企業には税負担率が下がり、赤字企業も課税対象に入って



財務省主税局審議官
矢野 康治氏

くるので、経営を効率化して稼いだ方がよいとのインセンティブになるようにした。

安倍政権2年目の平成26年度は、かなりのネット減税であったが、直近2年間の法人税改革は財源を法人に持って貰う前提で改革したので、実質的な減税になっていない。

平成29年度の法人税改革もほぼ税収中立で行なわれたが、この度の法人税改革は、直近2年間の20%台を持つていくために外形標準課税等の課税ベースを広げて税率を引き下げるといった流れとは違い、法人税率引き下げについては実質お休みをして、やるべきアクセントを付けるところに租税特別措置法を弄った形になっており、研究開発税制にしる、所得拡大促進税制にしる、必要と思しきことは税収中立でメリハリを付けてやった。

今後の法人税改革については、ここ5年位を目途に法人実効税率を20%台に持つていくつもりが2年間で出来たので、政府・与党としても今後の方針が決まっていない。

さらに課税ベースを広げて法人実効税率を引き下げる案と、法人実効税率を引き下げても内部留保が貯まるだけの企業もあるので、設備投資や賃上げに前向きな企業に減税をした方が、その企業にとっても周りの波及効果にも良いとの考えがある。

平成29年度法人税改革は方針が決まらず今日に至ったが、税制の方向をこれから真剣に議論していく必要がある。

2. 今後の税制のあり方について

平成29年度の税制改正は消費税は動いていない、法人税も大きな税率引き下げもない、所得税も小さな改正で動いていない。

今後の税制改正を考えると、税は財源調達が必要「悪」であり、歳出に全く届いていない現状を考えると何とかしてもっと集める必要がある。

客観的事実を基に今後の税制を考えると、大局的には所得税については少子高齢化の中で担い手が減り、担われる人が増える中で税率を引き上げるのはかなり厳しい。

法人税についても、国際競争が激しい中で税率を引き上げるのは現実的には難しい。

消費税は、少子高齢化の中でも資力のある人は担い手に回っていただける、国境税調整があるため国際競争力を一円も削らない、脱税がしにくいなど、いくつかの利点がある。

消費税率を引き上げるならば、貯蓄課税たる金融所得課税や資産課税たる相続税も消費税率を引き上げると同時にある程度は引き上げる必要がある。

金融所得課税は、税率を10%から20%に引き上げたばかりだが、先進国の中ではとても低い部類に属する。格差議論の中で、金融所得課税をそのまま放置してよいのかとの議論がいずれ起きる。

今後の税制のあり方として、中期的にはこう考えている。



慶應義塾大学経済学部教授
土居 丈朗氏

(報告者：税制委員長 光松 裕起)

支部役員会・役員総会

西成支部	1月13日(金)
開明支部	1月27日(金)
祖父江支部	2月24日(金)
今伊勢支部	2月28日(火)
木曾川支部	3月2日(木)
千秋支部	3月2日(木)
奥支部	3月3日(金)

平和支部	3月7日(火)
貴船支部	3月10日(金)
三条支部	3月17日(金)
丹陽支部	3月21日(火)
せんい支部	3月21日(火)
祖父江支部	5月8日(月)
栄支部	5月19日(金)

会員一日バス研修会

祖父江・平和支部合同	木之本	1月24日(火)
------------	-----	----------



祖父江・平和支部
会員一日バス研修 参加者/29名

地域社会貢献事業

全国選抜チンドン祭 萩原支部

平成29年5月28日(日)
会場/萩原商店街

絶好の好天に恵まれた日曜日、第51回全国選抜チンドン祭り大会が萩原商店街特設ステージで開催された。

昨年優勝した長崎県の「かわち家」が一宮法人会のスポンサーとして、20番目の最後に登場。見事な口上や演技でもって、一宮法人会のPRを披露して、今年も見事に最高賞の愛知県知事賞を獲得した。



一宮税務署長講演会

平成29年1月17日(火) 会場/尾張一宮駅前ビル(i-ビル) 参加者/118名

今年も恒例の一宮税務署長講演がi-ビルにて税経部会、青年部会、女性部会の三部会合同で開催されました。

今回、鈴木隆之署長には「社長さんに知っていただきたい最近の税務事情～税務調査で指摘を受けないために～」というテーマでご講演をいただきました。

鈴木署長は監察官の御経歴をお持ちで、ご講演を通してその真摯なお人柄を拝察いたしました。

資料も丁寧にご用意いただきました。内容は、

- ・財政の現状から税収について ・e-Tax
- ・税務調査については国際的な取引への対応
- ・高度情報化への対応 ・査察調査
- ・企業の税務コンプライアンス向上のために ・納税環境の整備
- ・マイナンバー制度について 等多岐にわたり、最近の税務事情について分かり易く教えていただきました。

国際的取引や高度情報化への対応は本当に今時の課題で、税務署の職員の方々の対応の御苦労も分りましたし、「国民のために適正で公正な税務行政を」という署長の姿勢がご講演の間中感じられました。

経営者の皆様はもとより、私たち経理を預かっている女性部会のメンバーもとても参考になりました。私自身は租税教室に役立つ内容もあり、早速今年度の講師派遣時に使わせていただきました。また、税のオピニオンリーダーを謳う法人会会員の自覚を持たなくてはとも思いました。

今回は鈴木署長にこのように素晴らしいご講演をいただき、参加者一同心より感謝申し上げます。また、お忙しい中お越しいただきました出口副署長、竹内一統各位には大変ありがとうございました。

講演会にご参加の皆様、当日はありがとうございました。

(報告者: 女性部会副部長 大塚えい子)



中島女性部会長の開会のあいさつ



第30回 通常総会

平成29年5月10日(水) 会場/稲沢商工会議所
参加者/39名

第30回通常総会は、一宮税務署から鈴木署長と出口副署長並びに竹内法人第一統括官を来賓にお迎えし、開催された。第1号議案は平成28年度事業報告、収支決算報告、第2号議案は役員改選が上程され組織変更の報告がなされた。続いて第3号議案では平成29年度事業計画案、収支予算案がそれぞれ上程され、いずれも可決承認された。

総会終了後には竹内統括官による講演会が「税務当局の仕事あれこれ～税務の職場を紹介させていただきます」のテーマで、また、是枝祥子大妻女子大学名誉教授による講演会が「介護が必要になった時の対処法～介護の実態を探る」のテーマで開催され、それぞれの講演会に皆さんは大変興味深げに耳を傾け熱心にメモを取る姿が見受けられ、充実した午後のひと時を過ごした。



中島女性部会長



鈴木一宮税務署長の祝辞

一宮税務署
竹内統括官による講演

是枝 祥子 大妻女子大学 名誉教授による講演

第12回 法人会全国女性フォーラム 鹿児島大会

平成29年4月7日(金) 会場/城山観光ホテル
大会日程/第1部 大会式典 第2部 記念講演 第3部 懇親会

日本本土最南端にある鹿児島県。桜島を代表とする日本有数の火山地帯と、世界遺産のある離島を含めた南北600キロにも及ぶ大自然、この温暖な気候と豊かな自然に恵まれた南国鹿児島の地で全国女性フォーラムが開催された。

「輝け女性! その風は南から」の大会キャッチフレーズは、女性の活躍こそが、将来の日本を支える子供達の育成と今後の経済成長の原動力になるよう、この大会を機に女性が輝く時代を切り拓こう。ここ鹿児島の地から思いをこめて呼びかけられました。

大会へは中島部会長、五藤・大塚副部会長3名が参加。全国から400単位会1,640名の参加がありました。

第1部は、鹿児島県法人会連合会女性部会連絡協議会会長 林美智子様より歓迎のご挨拶で始まりました。2018年には明治維新から150周年という大きな節目を迎え、その立役者、何とんでも「西郷さん」来年のNHK大河ドラマは「西郷(せご)どん」に決定されており、「敬天愛人」の慈愛に溢れた人間西郷がドラマ化されることもご紹介されました。

第2部は、講師に株式会社国際協力銀行 代表取締役専務取締役 林信光氏をお招きし、「明日の社会と税金を語る～霞が関からワシントンまで～」の演題にてご講演をいただきました。講師林信光氏は大臣官房や福田内閣において総理秘書官、ワシントンにある世界銀行理事などを歴任された後、2014年国税庁長官に就任、2016年より現職。大変多忙の中、税務署長時における租税教室や絵はがきコンクールにもふれられ、温かいご講演をいただきました。私達3名が式典前サロンにて休憩しておりましたところ、まさか隣の方が講演者林信光氏であるとは思ってもよらないことで、その席では時差ボケを調整するため、桜島をボーッと眺めておられたそうで何とも奇遇で大変親しみを覚えました。

鹿児島にはもう一人幕末という大改革の時代に江戸城無血開城に導く陰の立役者、「篤姫」がおられます。大奥の終焉という困難な状況の中ですべてを天命として受け止め薩摩おごじよの凛とした信念を貫き、時代に即応した的確な決断をされました。

私たちを取り巻く環境は、少子高齢化、環境問題及び女性が輝く社会の創設など、新たな課題も積み上げられております。先行き不透明な今こそ「篤姫」のように凛とした信念を持ち、女性が輝く時代を切り拓くことが求められております。

鹿児島県はあいにくの大雨でございましたが、翌日は雨もあがり貴重な大会研修を終えることが出来ました。ありがとうございました。

(報告者:女性部会 副部会長 五藤 達代)



右側より 中島部会長・五藤副部会長・大塚副部会長

第5回 税に関する絵はがきコンクール表彰式

平成29年2月19日(日) 会場/稲沢市勤労福祉会館 参加者/93名



絵はがき入賞作品審査会



最優秀賞の高須栞梨さん

第5回「税に関する絵はがきコンクール」が国税庁の後援の下、全国法人会総連合並びに一宮法人会女性部会の主催で開催され、その表彰式が来賓に、一宮税務署から鈴木署長、出口副署長、竹内法人第一統括官のお三方、また、本会からは森会長をお迎えして、稲沢市勤労福祉会館で開催された。

今年度は一宮市、稲沢市の23校の小学6年生から1,102点の応募があり、その中から28点が優秀作品に選ばれ、稲沢市立山崎小学校の高須栞梨さんの作品が見事最優秀賞に輝いた。また、一宮税務署長賞は稲沢市立大里東小学校の岡田侑奈さんが、そして、一宮法人会長賞は一宮市立大和西小学校の若井梓紗さんが受賞した。

そして、表彰式終了後、優秀作品は一宮ファッションデザインセンターで3月15日までの確定申告期間中展示され、多くの来場者に披露された。

今回の優秀作品は本誌上の表紙と裏表紙にご紹介させていただきますので、ご覧ください。



一宮税務署長賞の岡田侑奈さん



一宮法人会長賞の若井梓紗さん



確定申告会場に入賞作品を展示しました

第63回 通常総会

平成29年5月15日(月) 会場/尾張一宮駅前ビル(i-ビル) 参加者/34名

第63回通常総会は来賓に一宮税務署から鈴木署長、出口副署長、竹内法人第一統括官をお迎えし、開催された。

第1号議案は平成28年度事業報告並びに決算報告、第2号議案では平成29年度事業計画案、収支予算案が上程されいずれも承認可決された。

議案審議のあと、鈴木署長よりご祝辞をいただき、総会後には懇談会が行われ、盛会の内に会を終了した。



三島税経部会長



鈴木一宮税務署長

第38回 通常総会

平成29年5月17日(水) 会場/尾張一宮駅前ビル(i-ビル) 参加者/39名

第38回通常総会は来賓に、一宮税務署から鈴木署長、出口副署長、竹内法人第一統括官のお三方をお迎えし、開催された。第1号議案は、平成28年度事業報告並びに決算報告、第2号議案の役員改選では金森貴史氏から佐々憲一氏に部会長がバトンタッチされた。そして梅谷朋志氏が副部会長に就任。新任理事には小川信雄氏、木村亮一氏、墨大輔氏、松田樹直氏、山本敏裕氏の5名の方々が選任された。第3号議案では平成29年度の事業計画案、収支予算案が上程され、いずれも承認可決された。

総会終了後には卒業生に対し記念品の贈呈が、そして出口副署長からは「租税回避」と題し、記念講演会が行われた。

また、懇談会の席上にて、卒業生を代表して山田一仁氏と栃倉勲氏から卒業の挨拶があり、盛会裡に会を終了した。



佐々新部会長 就任のあいさつ



金森青年部会長



一宮税務署 出口副署長による講演



租税教室 講師派遣事業

H28.12~
H29.2

平成21年度に派遣講師2名、派遣小学校2校からスタートした租税教室講師派遣事業も、平成28年度は前年より4校多い23校、受講した生徒数2,090名で一宮法人会から派遣した講師数も41名となり、一宮税務署管内の小学校の4割を超えるまでになり、一宮法人会の公益事業の大きな柱に成長してきました。

平成29年度も新任の講師を養成し増員すべく、租税教育推進連絡協議会主催の研修会や一宮法人会が開催する租税教室模擬授業研修会などに積極的に参加をしていただき、派遣する小学校を増やしていきたいと考えています。



租税教室模擬授業の研修会



1億円(レブリカ)の札束に興味津々

伝統の低速ションヘル織機で
丁寧にものづくりを行う。



ションヘル織機によるモノづくり（風合い）の熱意

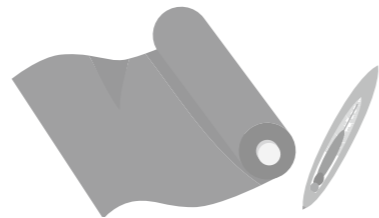
弊社は昭和初期よりションヘル織機を導入し使い続けております。ションヘル織機はドイツのションヘル社の織機が伝来し製造された国産のシャトル織機で、50年以上前に普及しましたが、エアジェット織機など高速織機が普及する現在では、生産中止になり稼働台数も少なく、かつての名機ともいわれる希少価値のある代物となりました。多くの織物工場が革新織機を導入し生産コストダウンに邁進する中、弊社がションヘルにこだわる理由は、手織りの風合いを保つためです。

今では超低速自動織機に属するションヘル織機は、手織りの織機の原理を動力化したシンプルな構造です。ガチャガチャと、部品それぞれがまるで一人の職人の手のように与えられた役割をこなし、繊維を傷めることなく優しくゆっくりと丁寧に一反の反物を織り上げていきます。経糸の張りも緩く遊びがある分、手触りが柔らかく膨らみ・収縮力があり、しなやかで弾性回復力が良く、その風合いの良さがスーツ地として最適です。

近年、世界的有名ブランドへの採用・納品が決まり、繊維業界からも大きな注目を集めるようになりました。

会社概要

商号	葛利毛織工業株式会社
所在地	愛知県一宮市木曾川町玉ノ井宮前1
電話	0586-87-3323
FAX	0586-86-6289
代表者	代表取締役 葛谷 幸男
資本金	2,000万円
従業員	21名
事業内容	ウールなど天然原料を中心に使用し、風合いを最大限生かす伝統の低速ションヘル織機を使用し、設計、生産、販売を行う。
主な製品	良質なウールの中でも特に厳選された原料を使用した、スーツ地、ジャケット地、パンツ地。他にシルク、カシミア、キッドモヘア、コットン、リネン、ピキューナ等、厳選された天然原料使用の織物。



沿革

創業	大正元年
昭和6年	麻・綿に変わり毛織物を手掛ける
平成24年	創業100年を迎える



箆通し



整経



製織



仕上生地

報告記事

大正元年創業、手織りの織機を動力化したションヘル式織機を今も大切に使い続け、培われた技術は「もはや欧州では生産できない生地」と世界の名だたる海外ブランドから高い評価を受ける葛利毛織工業株式会社さんへ伺いました。

趣がある工場を前に、少し緊張していましたが、葛谷取締役が明るく私達をお迎えしてくださり、とてもわかりやすくご説明してくださいました。

細かく、気が遠くなるような作業ばかりで「どうなっているの？」と見学者から質問が止まりませんでした。なんと下準備に約1週間、50mの生地を作るのに約4日間かかるそうです。織細で緻密な技術を間近に私たちは終始目が離せませんでした。

最後に出来上がったサンプルの生地を見せていただきました。どれも肌触りがよく、素敵な生地ばかりでした。皇室の方や芸能人が着用しているスーツになったものも多く、実際に着用している写真と生地

を見比べて盛り上がりました。

また工場は、「海賊と呼ばれた男」という映画のロケ地になったそうで、置いてあるすべてが絵になるレトロな雰囲気が漂っていました。

お忙しい中、ご案内していただいた葛谷取締役をはじめ社員皆さま誠にありがとうございました。

(報告者：広報委員 塩田 桃子)



はじめまして新会員の紹介 H29.1～H29.5 一宮法人会の新しい仲間の28社の皆さんです。
(敬称略)

支 部	法人名	代表者名	業 種	紹介者名
貴 船	株式会社森鍼力工業	森 武 紫	建築板金業	
向 山	株式会社浩福	長谷川 浩司	飲食店経営	榊原建設株式会社
丹 陽	株式会社Food Educate	大西 敏隆	飲食店	永興物産株式会社
丹 陽	税理士法人ベストフレンド	長尾 哲也	税理士業務	
今伊勢	株式会社ハウスメンテナンス	向 井 彬	リフォーム工事業	
今伊勢	株式会社一宮ハウス	瀬下 竜司	リフォーム業	
今伊勢	株式会社TASUKE	武智 友助	リフォーム業	
葉 栗	株式会社kashima	加 島 敦	建設業	丸左燃糸株式会社
葉 栗	株式会社天壁堂	小野木 健	内装業	丸左燃糸株式会社
浅 井	株式会社松本電工	松本 真人		有限会社ラムダ
西 成	株式会社こども英語クラブ	大野 ひろみ	英語塾	金城ネクスト株式会社
西 成	フロンティア株式会社	小島 孝夫	一般貨物自動車運送事業	みずしま急配株式会社
西 成	名岐コーポレーション株式会社	大野 将慶	中古車販売	
千 秋	株式会社フードリーム	岸 弓 乃	不動産管理・その他	岸 新治
三 条	株式会社オシマエンジニアリング	大島 雅夫	自動立体倉庫、コンベアーの修理及びメンテナンス	恒川織物株式会社
開 明	愛知電力株式会社	上本 貴雅	電力の小売	株式会社森熊
小信中島	有限会社郷東ビル	山田 一仁	不動産	
小信中島	株式会社平野興業	平野 勝生	土木工事業	有限会社吉田エスシーエム
稲 沢	株式会社大翔	大野 育利	運送業	
稲 沢	弘和テクニカル株式会社	赤塚 政弘	機械部品加工	株式会社杉山石材
稲 沢	株式会社鈴重	鈴 木 肇	板金加工	
稲 沢	有限会社大和	山名 敬一	学校教員教材販売	株式会社永井水道設備
稲 沢	株式会社高翔技建	高木 直人	太陽光パネル・設置工事	
木曾川	下村電機工業株式会社	賀川 静夫	ソレノイドコイル、各種モールドコイル	
北 方	有限会社今井内装	今井 真一	内装仕上げ業	
	グリーンヴェール株式会社	伊藤 真二	造園業	
	西濃印刷株式会社	河野 俊一郎	印刷物の企画・制作、情報誌「a un」等の企画・制作、Webサイト等の企画・制作	
	池田サッシ販売株式会社	新美 彰敏	鋼製建具工事	

編集後記 a postscript by the editor

◎第42回通常総会が開催され無時終了。本年度は役員改選年にあたり退任された役員の皆様、長年にわたりありがとうございました。また新役員の皆様にはこれからもよろしくお願ひします。

◎税務広報では「消費税の軽減税率制度について」「文書回答手続きについて」の情報を掲載しました。ご活用ください。

◎各部会の総会が開催され、充実した事業年度になりますように。

◎租税教室の講師派遣事業も年々着実に成果をあげております。ご活躍をお祈りします。

◎企業訪問は葛利毛織工業株式会社を見学しました。今の生産性、省力化が重要視される時代にあって、生産性のあまり高いとは言えない昔ながらの織機を使い続け、手織りの風合いを大切にしている工程を見ることで、織りあがった生地に実際に触れ肌で柔らかさを感じることが出来ました。ひと昔前によく耳にした織り機のガッチャンガッチャンとする音を久しぶりに聞き、昭和の時代にタイムスリップしたように懐かしく思いました。

◎表、裏表紙に、2月に表彰された絵はがきコンクール入選作品を掲載しました。関係者の皆様ありがとうございます。

◎一宮法人会広報誌「つむぐ」は今後とも税務や公益性の高い社会貢献事業等の広報に努めてまいります。よろしくお願ひします。

《感謝T.K》

公益社団法人一宮法人会報 第145号 平成29年6月(2017)発行

発行所 (公社)一宮法人会

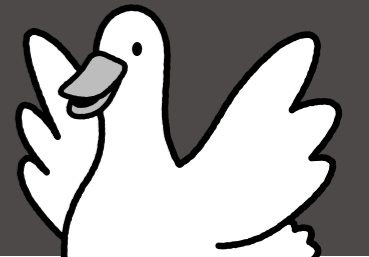
一宮市栄4丁目5番16号 (一宮税理士会館1階)
電話 (0586) 73-2134～5
FAX (0586) 73-5665
URL http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/ichinomiya

印刷 西濃印刷株式会社
岐阜市七軒町15
電話 (058) 263-4101

新登場!

病気やケガで働けなくなったときの

給与 サポート保険



ご存知ですか? 病気やケガで入院した人の
約4人に1人が仕事復帰まで2ヶ月以上かかっています。
「アフラックによる就労困難に関するインターネット調査」(2015年10月)

病気やケガで働けなくなると、収入が減り収支のバランスが崩れるかも…

経営者様や従業員様が
病気やケガで働けなくなったときの「収入の減少」に備えることができます

<p>特長 1</p> <p>病気・ケガで働けない場合を保障</p> <p>●精神障害や妊娠・出産などを原因とする場合を除きます</p>	<p>特長 2</p> <p>入院中だけでなく所定の在宅療養で働けない場合も保障</p>	<p>特長 3</p> <p>働けない状態が続く限り、60歳まで保障します</p>
---	---	--

※就労困難状態に該当している場合。
※就労困難状態および商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

会社の必要経費として保険料を全額損金算入しつつ、在職中の備えが可能です

<p>Point 1</p> <p>全額損金</p>	<p>保険料は、全額損金に算入できます。</p> <p>●解約払戻金がないタイプの保険のため、全額損金算入できます。</p>	<p>会社 保険料 保険会社</p>
<p>Point 2</p> <p>従業員の福利厚生</p>	<p>従業員様が、働けなくなった期間をサポートします。</p> <p>●法人受取の場合、給付金を従業員様への見舞金などに活用できます。 ●従業員様受取の場合、従業員様の加入状況により給付金は非課税となります。</p> <p>給付金受取人を法人としてご加入されるケースにおいて、法人が受け取った給付金を役員・従業員へ見舞金などの名目で支払う場合、当該見舞金などが報酬(給与)とみなされ、傷病手当金(*)の支給額から控除される可能性があります。個々の取扱などについては、各健康保険組合・協会けんぽ支部などにご確認ください。</p> <p>(*)会社員など被用者保険にご加入の場合、病気やケガなどで働けない状態になったとき、公的保障として最長1年6か月の傷病手当金があります。</p>	<p>会社 見舞金など 従業員様</p>
<p>さらに</p> <p>休業保障</p>	<p>経営者様が働けなくなった場合、給付金を経営資金に活用できます。</p> <p>●法人受取の場合、売上減少対策・法人の資金繰りなどの休業保障に活用できます。</p>	<p>保険会社 給付金 会社</p>

法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます

<引受保険会社>

Aflac アフラック

愛知総合支社

〒451-6029 愛知県名古屋市中区牛島町6-1 名古屋ルーセントタワー29階
法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

AF法推-2016-0043-1704020 7月29日

法人会の経営者大型総合保障制度
広げよう
企業保障の
大きな傘を

総合型V Tタイプ

(大同生命の定期保険+AIUのベーシック傷害保険)

無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動型)



就業障がい状態による リタイアリスクから 会社と家族をまもります

AIUのベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。

DJIDO 大同生命保険株式会社

名古屋支社 一宮営業所/愛知県一宮市神山2-4-12
TEL 0586-43-3671

AIU AIU損害保険株式会社

名古屋プロチャネル営業部/愛知県名古屋市中区錦2-4-15
(ORE錦二丁目ビル11F) TEL 052-857-2020

一宮西病院

内科 消化器内科 呼吸器内科 循環器内科 内分泌・糖尿病内科
神経内科 外科 消化器外科 肛門外科 乳腺・内分泌外科 呼吸器外科
心臓血管外科 脳神経外科 整形外科 形成外科 眼科 耳鼻咽喉科
頭頸部外科 小児科 産婦人科 皮膚科 泌尿器科 リハビリテーション科
放射線診断科 放射線治療科 臨床検査科 病理診断科 麻酔科 救急科

一宮西病院



街と人が明るく
健康でいられますように



一宮西病院

〒494-0001 愛知県一宮市開明字平1番地
[休診日] 日曜・祝日・年末年始
[診療時間] 月～金曜日 9:00-12:00 14:00-17:00
土曜日 9:00-12:00

TEL 0586-48-0077 (代表)

※救急の場合は随時受付応じます
※診療科により異なりますので詳しくはホームページをご確認ください